

62 「学生生徒の保健に関する件に付公私立大学等へ通牒」

抄録 [昭和十四年一月]

(注記1) 発体一二五号  
 (注記2) 裁決 12月28日 文書課長 (有原) 印  
 (注記3) 送 1月10日 起案者 (荷見) 印

昭和十三年十二月二十日起案

学校衛生掛長 (大西) 印  
 庶務掛長 (田村) 印  
 体育運動掛長 (甲佐) 印  
 体育官 (小笠原) 印  
 専門学務局長 (山川) 印  
 普通学務局長 (藤野) 印  
 実業学務局長 (小笠原) 印  
 農工教育課長 (注記4) (田中) (片岡) (武田) 印  
 農業教育課長 (谷原) (宮坂) 印  
 文部次官

次官 花押 (伊東) (朝比奈) 印  
 直轄学校長 各宛  
 公私立大学・高等学校・専門学校長

(下 札 1)

(注記5) 学生生徒ノ保健ニ関スル件依命通牒  
 学生生徒ノ保健ニ関シテハ已ニ夫々適切ナル施設指導ヲ加ヘツ

、アルコト、存ズルモ、最近本省ノ調査ニ依レバ学生生徒ノ健康状態ハ尚改善ヲ要スベキモノ多々アルモノト思料セラル、ヲ以テ、特ニ現下ノ時局ニ鑑ミ之ガ対策ニ関シテハ深甚ナル注意

ヲ払ハレ度、就中學生生徒ニ対スル衛生思想ノ普及ニ依リテ規律撰生ノ生活ヲ実行セシメ自ラ健康ノ向上ニ力メシムルト共ニ左記事項ニ留意シ一層學生生徒ノ保健養護ニ力ヲ致シ、以テ健康ノ保持増進ニ資セラル、様致度依命通牒ニ及ブ

記

- 一、入学試験ニ於ケル身体検査ヲ一層嚴重ニスルコト、成ルベクレントゲン検査、マントウ氏反応検査、赤血球沈降速度測定等ヲ併セ実施シ結核性疾患ノ発見ニカムルコト。
- 二、定期身体検査ヲ一層精細ニ実施スルハ勿論臨時身体検査ヲ隨時施行シ、以テ學生生徒ノ健康ニ関スル適切ナル指導ヲ与フルコト。
- 三、健康相談ニ関スル施設ヲ設ケ、學生生徒ヲシテ常時健康相談ヲ受ケシメ、個人的ニ健康ニ関スル指導ヲ与フルト共ニ必要ニ応ジ適切ナル処置ヲ講ズルコト。
- 四、寄宿舎アル場合ニハ其ノ設備ノ衛生ニ留意スルハ勿論寄宿生ノ栄養、運動、其ノ他寮舎生活ノ全般ニ関シ一層十分ナル衛生指導ヲ与フルコト。
- 五、衛生思想ノ涵養ヲ図ル為適當ノ機会ヲ選ビ適切ナル内容ニ就キ衛生講演会等ヲ開催スルコト。
- 六、學生生徒保健委員会等ヲ設ケ、學生生徒ノ健康ニ関シ、調査研究ヲ進メ、学校ノ実情ニ即シ適切ナル保健養護ノ対策ニ遺憾ナキヲ期スルコト。

學生生徒ノ保健ニ関スル調査資料

文部大臣官房体育課

昭和九年度以降昭和十二年度ニ至ル四ケ年ニ於ケル文部省直轄学校ニ在学スル學生生徒ノ死亡者、病氣退學者、病氣休學者及病氣欠席者（引続キ一週間以上欠席シタル者）ハ在学學生生徒數六万三千余名中、死亡者ハ毎年三四八名、學生生徒千人ニ對シ五・五人、病氣退學者ハ毎年三七〇名、學生生徒千人ニ對シ五・九人、病氣休學者ハ毎年一、九六二名、學生生徒千人ニ對シ三一・二人、病氣欠席者ハ毎年四、五二六名、學生生徒千人ニ對シ七二・〇人ト云フ割合デアル。

即チ在学中死亡、病氣退學ノタメ全ク中途ニシテ、学籍ヲ離レル者ガ毎年七一八名、學生生徒千人ニ對シ一・四人ノ割合デアル、病氣ノタメニ一学期乃至一学年間ニ亘ツテ休學スル者ハ毎年一、九六二名、學生生徒千人ニ對シ三一・二人ノ割合デア、又疾病ノタメニ一週間乃至一ヶ月前後ノ期間學業ヲ休ム者ガ四、五二六名デ、學生生徒千人ニ對シ七二・〇人ノ割合トナツテヤル。而シテ此等ノ學生生徒ノ死亡者、病氣退學者、病氣休學者ノ約半数以上ガ結核性疾患ニ起因シ、病氣欠席者ノ約五分ノ一ガ結核性疾患ニ起因スルモノデア、

又學生生徒ノ死亡率ヲ同一年齡期ニ於ケル一般死亡率ト比較スレバ、學生生徒ノ死亡率五・五（千分比）ニシテ、同一年齡期ニ於ケル一般死亡率ハ八・〇―九・六（千分比）ニ比シ學生生徒ノ死亡率ハ低率ヲ示スケレドモ、病氣退學後ノ死亡者ヲ加ヘレバ相当高率ヲ示スモノト考ヘラル。

又學生生徒ノ結核ノ死亡ヲ類似年齡ノ一般國民、陸軍現役兵及

警察官（警察巡査、消防手）ノソレト比較スレバ、学生生徒ノ結核死亡率、二八・〇（万分比）デアツテ、類似年齢ノ一般国民ノ結核死亡率、二八・八（万分比）ト比較スレバ殆ンド同率デアル。

又昭和十年度ニ於ケル陸軍全体ノ結核死亡率、四・〇（万分比）ト比較スレバ学生生徒ノ結核死亡率ハ陸軍ノ約七倍ニ相当スル高率ヲ示シ更ニ昭和九年度ニ於ケル警察官ノ結核死亡率、一〇・〇（万分比）ト比較スレバ、学生生徒ノ約三倍ノ高率ヲ示スノデアル。

カ、ル事実ハ元来高等教育ヲ受クル学生生徒ニハアリ得ヘカザルコトデアツテ結核ニ関スル限り殆ンド無選択ノマ、入学セザル結果ト認ムルコトガ出来ル、何故カト云ヘバ高等教育ヲ受クル学生生徒ハ初等ヨリ中等へ、中等ヨリ高等へと学校ノ階段ノ進ムニ従ツテ、常ニ知徳ト共ニ健康ノ選抜ヲ経テ、健康的ニ相当精選セラレ、身体強健ニシテ修学ニ耐ヘ得ル身体ノ所有者デアルベキ筈デアルカラデアル。

発体一一五号  
裁 1月12日 文書課長  
定 1月13日 起案者

昭和十四年一月十一日起案

学校衛生掛長

体育課長

〔次官〕

年月日

〔注記5〕

次官

〔拓〕〔外〕務次官  
宛

学生生徒ノ保健ニ関スル件

今般標記ノ件ニ関シ文部省直轄学校長、公私立ノ大学、高等専

門学校長ニ対シ〔別紙ノ通り〕依命通牒ヲ発シタルニ付御参考

〔二〕資セラレ度〔迄ニ送附ス〕

〔朱書〕  
備考

別紙依命通牒ヲ添付スルコト

〔参考資料〕在学者体位調査第二輯「学生生徒ノ死亡並ニ疾病ニ依ル退学、休学、欠席ニ関スル調査」文部大臣官房体育課昭和十三年十二月―省略

〔注記1〕

〔至急〕

〔注記2〕

〔例規類纂材料〕

〔注記3〕

〔予部五十部〕

〔注記4〕

〔記録掛 14・3・28 受領〕

〔注記5〕

〔一〕〔簿冊内件名番号〕

〔下札2〕

(注記6)

「記録掛 14・3・28 受領」

(下札1)

〔中山〕種別 つ四ノ〔十二〕〔一〕／〔加筆〕聯繫／登録追加／件名 直轄学

校等へ通牒 学生生徒ノ保健ニ関スル件／番号 発体一一五／

結了年月日 昭一四、〔二〕〔一〇〕〔一〕／〔加筆〕一〇／保存年限 〔抹消〕

〔加筆〕「ムキ」／枚数 4 冊1

(下札2)

「年限／枚数 1／つ四ノ一 発体一一五二併」

〔自昭14年至昭18年 学校衛生総記〕  
〔文部省⑤ 3A.32-7.2519〕